

# 婚外子差別に No! 電話相談 2024-25



# 042-527-7870

11月7日  
12月5日  
2025年  
1月9日  
2月6日  
3月6日  
4月3日  
5月1日

毎月第1木曜日 午後2時〜8時  
〈電話相談は無料です〉

※電話通話料のみご負担ください。

親が結婚しているかどうかで、子どもを「嫡出子、嫡出でない子」と区別することは、憲法の「法の下での平等」違反です。同時にそれは結婚しないで子どもを産んだ母とその子どもの尊厳を否定するもので、決して許されるものではありません。

このような差別を国が法律で維持していることを一刻も早くなくすために、私たちは、法務省との話し合いや自治体への要請を繰り返し行い、更には国連の人権機関にも訴えてきました。

日々暮らす中で、役所や職場で、理不尽な思いや、不快な思い、おかしいと疑問に思うことなどさまざまな疑問にぶつかることがあるのではないのでしょうか。出生届や戸籍の続柄のことなど含め、どうぞお聞かせください。

こんなことでも？ということでもどうぞお気軽にお電話ください。

ぜひお待ちしております。

婚外子ということで受けた不快な思いや、いやな思いなどお話を聞かせください！

出生届・「嫡出でない子」の欄にチェックせずに出したい。  
→チェックしないで受理される方法があります。お電話ください！

事実婚での困ったことや悩みなどお聞かせください。

子の氏を父の氏に変更しても、親権は母のままで大丈夫！  
→家裁の窓口で変更と言われても、変更しないで大丈夫です。



婚外子の戸籍の続柄（つづきからは、長女・長男式に変わりました。2004年10月以前に戸籍が作られた婚外子の続柄は、申し出ることによって、女・男から長女・長男式に直せます。申出の前に、お電話ください！

戸籍の続柄を変更したのに、前の記載が残っている！  
→前の記載を消せます。ぜひ、お電話ください。

主催 なくそう戸籍と婚外子差別・交流会  
問合先 Eメール [kouryu2-kai@ac.auone-net.jp](mailto:kouryu2-kai@ac.auone-net.jp)  
取次先 F A X & 電話 0422-90-3698 (留守電対応)

※私たちは婚外子差別の撤廃と、結婚せずに子どもを産んでも差別されない社会を求め35年余運動してきた市民団体です。